

第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画

1 計画の概要

【趣旨】「静岡市犯罪等に強いまちづくり条例」（平成22年4月1日施行）第7条に基づき、犯罪等に強いまちづくりに関する防犯及び犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、計画を策定する。

【目的】安心して活動することができる安全な地域社会の実現（条例第1条）

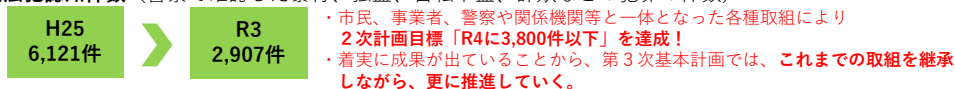
【基本理念】（第3条）

- ・地域社会における規範意識を高め、犯罪等に強いまちづくりへの理解を深めること
- ・人と人が交流を深め、支え合う地域社会の形成を目指すこと
- ・市民及び事業者の権利を尊重し、地域の特性及び社会の情勢並びに対象となる事案の実情に応じて取り組むこと

【計画期間】令和5年度から令和12年度の8年間

2 第2次基本計画の成果

刑法犯認知件数（警察で確認した暴行、強盗、自転車盗、詐欺などの犯罪の件数）



3 現状と課題

現 状	課 題
-----	-----

◆犯罪の状況

- (1) 刑法犯認知件数は減少傾向にあるが、**窃盗犯**の割合が多く、そのうち**自転車盗**や**万引き**の割合が多い

- ・令和3年の刑法犯認知件数のうち、**窃盗犯は、1,895件で全体の65%を占める**
- ・窃盗犯のうち、**自転車盗は630件（33%）、万引きは461件（24%）**

※計画P8参照

- (2) **子ども・女性・高齢者等**を狙った犯罪の発生が多い

- ・子ども、女性への**不審な声かけ、わいせつ行為**などの**風俗犯の被害が多い**
- ・高齢者（65歳以上）は、**特殊詐欺などの知能犯の被害が多い**

※計画P9～12参照

◆市民意識

（R3市政アンケートモニター調査結果）

- (3) 地域防犯活動への参加について

地域防犯活動に参加している人の割合は、**22.8%で少ない**

防犯

(1) 身近な場所での犯罪の発生抑止

重大な犯罪の発生を抑止し、市民の治安に対する不安を改善するため、犯罪に手を染めやすい自転車盗や万引きなどの身近な場所で行われる犯罪を防ぐ必要がある。

⇒基本方針1・2・3

(2) 子ども・女性・高齢者等の見守り活動の推進

犯罪の被害者とならないよう、防犯意識と知識を高めるとともに、地域全体で見守り活動を推進していく必要がある。

⇒基本方針1・2・3

(3) 地域防犯活動を担う人材の確保

市民の防犯意識と地域の防犯力を高めるため、広報啓発や既存の防犯団体への支援等の取組を推進していくことにより、防犯活動への参加意欲を向上させる必要がある。

⇒基本方針1・2

犯罪被害者等支援

- (4) 犯罪被害者等への支援について

支援の取組が進められていることを知っている人の割合は、**39.3%で少ない**

- (4) 犯罪被害者等支援に対する理解の促進
市民の理解を深め、犯罪被害者等に寄り添った支援の強化や経済的な困難に対する支援に取り組んでいく必要がある。

⇒基本方針4

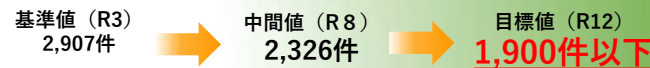
4 施策体系

8年後の目指す姿

誰もが防犯意識を高く持って行動し、みんなで地域を守る

計画全体の成果指標

○刑法犯認知件数



基本方針・基本施策

成果指標

1 防犯意識の高い人づくり

- (1) 防犯意識を高める広報啓発
- (2) 防犯力を高める教育

【主な取組】
・同報無線や防災メール等を活用した広報啓発活動
・子どもの体験型防犯講座の実施
・警察等と連携した金融機関等での特殊詐欺被害防止の広報啓発活動
・高校や大学での自転車盗被害防止の広報啓発活動

2 防犯力の高い地域づくり

- (1) 地域防犯活動の支援
- (2) 関係機関との連携・協働強化
- (3) 地域の安全を見守るパトロール活動の強化
- (4) 暴力団排除活動の推進
- (5) 歓楽街等を対象とした環境改善

【主な取組】
・地域防犯活動事業費補助金
・静岡市・静岡市警察部連絡会議
・「ながら見守り」活動の実施
・地域暴力排除活動の推進
・密引き行為等対策事業
・公用車での青色防犯パトロール
・子どもの登下校時の見守り活動
・青少年を対象とした補導活動

3 犯罪の起きにくい環境（ハード）づくり

- (1) 犯罪防止に配慮した公共施設の整備
- (2) 市民が行う防犯設備の整備促進

【主な取組】
・道路照明灯のLED化
・街頭防犯カメラ設置事業補助金

4 犯罪被害者等への支援体制づくり

- (1) 犯罪被害者等への理解
- (2) 相談・支援体制の強化

【主な取組】
・犯罪被害者等に関する研修会、講習会の実施
・犯罪被害者等支援総合案内窓口の運営
・犯罪被害者等支援見舞金等の支給

5 推進体制

